

鳥取県立布勢総合運動公園自動販売機設置事業者募集要項

令和3年2月17日

鳥取県立布勢総合運動公園

1 目的

この要項は、鳥取県立布勢総合運動公園（以下「布勢公園」という。）において、自動販売機による清涼飲料水の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定める。

2 設置概要

(1) 自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機

(2) 設置場所及び台数等

鳥取県立布勢総合運動公園内 32台

詳細は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」を参照すること。

(3) 設置期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

3 参加資格

プロポーザル参加資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本社、支社、営業所等を有する事業者であること。

プロポーザル参加の時点で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の営業実績を有する事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 事業者の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。

(4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

4 募集要項等の配布

(1) 配布期間：令和3年2月17日(水)から 令和3年3月10日(水)まで

(2) 配布場所（入手方法）

ア 本園内陸上競技場事務所（事前連絡のうえ窓口まで直接お越しくください。）

イ 本園公式サイト（ダウンロードのうえ入手すること。）

公式サイト URL：<http://www.fuse-sportspark.com/>

5 質問の受付等

(1) 質問がある場合は、令和3年2月24日(水)午後5時まで受け付けるものとし、質問書（様式第3号）により、7の(1)の電子メール、又は、FAX宛てに提出すること。

(2) 質問に対する回答については、取りまとめたうえで、令和3年3月3日(水)までに質問者に対し文章で回答する。

6 現地視察

現地視察を希望する事業者は、事前に視察場所・時間を明記のうえ、電子メール又はFAX

で自動販売機設置事業者選定担当に連絡をすること。自動販売機設置事業者選定担当に連絡なく視察を行うことはご遠慮ください。

7 提案書等の提出手続き

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別紙 1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙 2「設置条件」を熟知のうえ、次の書類について物件 1 件ごとに正本 1 部及び副本 3 部（副本は複写可とする。）を提出すること。

ただし、物件 1 件における提案数の上限は 1 台までとし、同事業者（別件公募による自動販売機設置事業者を含む）が 2 台以上自動販売機を設置することはできない。

(1) 提案書等の提出先及び問合せ先

〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地 1

鳥取県立布勢総合運動公園内陸上競技場事務所 自動販売機設置事業者選定担当

電話：0857-28-7221 FAX：0857-28-1399

電子メール：info@fuse-sportspark.com

(2) 提案書等の提出期間及び時間

ア 持参の場合

令和 3 年 2 月 17 日(水)から同年 3 月 10 日(水)までの日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 郵送の場合

令和 3 年 3 月 10 日(水)午後 5 時までに必着のこと。

(3) 提出書類の内容

ア 提案書（様式第 1 号）

イ 設置範囲示す図面

設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面

設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

ウ 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

エ 提案書の 5 社会貢献に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類（複写可）

オ 県内の営業所等の一覧表

カ 県内で自動販売機の設置、管理、運営について 2 年以上の営業実績が確認できる書類

キ 登記簿謄本又は身分証明書の写し

法人の場合は登記簿謄本（複写可）、個人事業者の場合は、市町村の発行する身分証明書の写しを提出すること。

ク 納税証明書

国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（鳥取県における県税）に関するもの。

ただし、提案書の提出日前 3 月以内に発行したものであること（複写可）。

ケ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式第 2 号）

8 布勢公園自動販売機設置事業者選定審査会

布勢公園自動販売機設置事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を、公益財団法人鳥取県スポーツ協会総務担当職員 1 名、布勢公園園長 1 名・職員 1 名で構成する審査員をもって構成する。

9 評価方法

提案書の評価は、審査会において審査員が審査項目により評点した内容点（70点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（30点満点）を合計（100点満点）する方法により得点を算出して行う。

（内容点）

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載等の付加価値機能、災害時飲料等提供機能	10点
販売品の種類、品揃え	様々なニーズにこたえる種類・品揃え	20点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	20点
社会貢献（県内での取り組みに限る）	県内スポーツへの普及、振興協力等 （例） 県内で開催する各種スポーツ大会への協賛等 （公財）鳥取県スポーツ協会賛助会員ほか	10点
	その他の社会貢献 （例） ボランティア活動、災害時飲料供給等	10点
計		70点

（価格点）

審査項目	審査の視点・採点基準	配点																
販売手数料の率	<p>物件番号ごとの、最も高い販売手数料の率を（a）、各事業者が提案した販売手数料の率を（b）とし、（a）に対する（b）の割合（c）（小数点以下第3位を切り捨てるものとする。）を配点上限30点に乗じて得た値を配点とする。</p> <p>[計算式] 配点 = 30点 × [(b) ÷ (a)]</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社名</th> <th>提案 手数料率</th> <th>割合(c) (b) ÷ (a)</th> <th>配点 30点 × (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X社</td> <td>41%(a)</td> <td>1.00</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>Y社</td> <td>39%(b)</td> <td>0.95</td> <td>28.5点</td> </tr> <tr> <td>Z社</td> <td>35%(b)</td> <td>0.85</td> <td>25.5点</td> </tr> </tbody> </table>	社名	提案 手数料率	割合(c) (b) ÷ (a)	配点 30点 × (c)	X社	41%(a)	1.00	30点	Y社	39%(b)	0.95	28.5点	Z社	35%(b)	0.85	25.5点	30点
社名	提案 手数料率	割合(c) (b) ÷ (a)	配点 30点 × (c)															
X社	41%(a)	1.00	30点															
Y社	39%(b)	0.95	28.5点															
Z社	35%(b)	0.85	25.5点															
合計		100点																

10 選定方法・選定結果の通知

(1) 選定方法

物件ごとに9により評価した結果、合計得点の高い者から順位付けを行い、設置台数に応じた数の設置事業者を選定する。同点者が複数ある場合は、原則として、価格点が高い事業者を優先するものとする。なお、価格点によらない場合は審査員の合議によるものとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和3年3月15日(月)に公式サイトで公表するとともに、プロポーザル参加者(参加資格不備等により無効となったものを除く)に文章で通知する。

11 契約の締結

10により設置事業者として選定した者と契約締結の協議のうえ、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議も含む。また、協議が不調のときは、順位付けを行った事業者の上位の者から繰り上げて契約の締結の協議を行う。

12 契約保証金 免除

13 暴力団排除

9により選定し11により契約締結となった事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

また、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認めたとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

14 その他留意事項

(1) 物件によっては、別件公募による自動販売機が設置してある場合がある。公募により選

定した事業者は、布勢公園が指定した場所に自動販売機を設置することとし、既設の自動販売機との位置替えや移動は認めない。

- (2) 提出した提案書等の内容に関して、電話等による確認・問合せを行うことがある。
- (3) 提出した書類は返却しない。
- (4) 提出後の問合せには応じない。
- (5) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに、審査員に働きかけ等を行った者については失格とする。
- (8) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者については失格とする。